

普通小學作法書

飯田正宜校閱
增山守正編輯

卷之五

57

大日本教育會館		
二〇	二架	六號
函		册

K120.1
5

飯田正宣校閱
增山守正編輯

卷之五

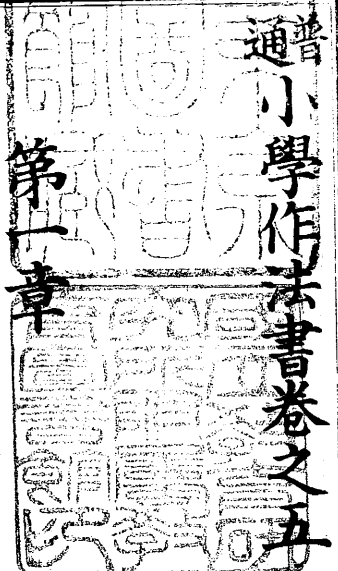
普通小學作法書

版權所有

集英堂藏版

集英堂
發售
證

昭和十九年四月二十二日 內務省登録 第XXXX號



飯田正宣校閱
增山守正編輯

○言葉多ければ過多く。人よ惡まれ禍起る。
慎みて多く言ふ可らば。殊よ人を譏るハ。大
なる惡事なり。戒めて人の非をいふべから
ば。

○言葉ハ躁しからぬ様。静よ遣ふべし。又衆

人中は於て。高聲は談笑すべからば。

○人と談話する時ハ。言葉を丁寧より。能く前後を考へ。尊敬の意を失ふ可らば。

○談話ハ。己の意思の貫徹して。人を感服せしむるを。第一とするものなれば。順序正しく。旨意を明かす語るべし。

○衣服ハ。身體を保護すると。容儀を整ふ。二つの用あるものなれば。身の行を正くするよハ。等閑はあすべからば。

○高價の衣服も。垢つきたるは。汚らひしく。低價の衣服も。垢つかざるハ。清し。凡て垢つきたる衣服ハ。健康を害するものなり。

○貧賤の家は。生れ。醜き衣服を着たりとも。恥づるよ。足らず。幼より能く身を修め。學問を勉めば。成人の後。富貴の身とあり。千金の衣服も。着るを得べし。

○富貴の家は。生れ。美麗の衣服を着たりとて。他人は。誇る可らば。若し身を修め。學問を

勉めざれば。後よ貧賤よ陥り。縊縷を纏ふよ至るべし。

第二章

○妄よ人の善惡。又は政事の得失かどを。評論するは。其心の輕々しきを。人よ知らるゝ。足るものかれば。慎むべきなり。

○人よ對して。其姓名を呼ぶよ。其人の品位に應じて。敬禮を失ふべからず。侮慢なるは。固より宜しからずと雖も。尊敬よ過ぐるも。

亦不都合なり。

○心よ勇氣を貯へて。口よ出さざるハ。勇氣を養ふ方なり。妄りよ之を口よ出すは。勇を失ふの方なり。

○己が學識を。人よ知らせんとて。殊更よ人の論説を誹り。又ハ政府の法律を評するなどは。君子のおさざる所なり。

○談話ハ。態度を正くすべし。若し猥りよ首を振り。手を動かし。體を撫摩し。襟紋を捻り。

態度正しからざる時ハ。其論説高しと雖も。人を感服せしむる事能はず。

○衆人の中ニ於て。意想を述ぶる時ニハ。言葉爽かニ陳述し。少しも臆す可らば。

○卑賤の人へ對ひて。其談話爽かニ。高貴の人ニ對ひて。其談話澁るハ。卑しき事なり。

第三章

○立つ人ニ物を授くるニハ。跪かず。坐する人ニ物を授くるニハ。立たざるを禮とす。

○盲ハ。憫むべきものなれば。途中ニ之ニ逢ハバ。路を譲りて。介抱すべし。牛馬。及び重荷を負ふたるものニ。路ニ逢ハバ。能く路を譲るべし。

○人ニ對して。長談すべからざるも。己ニ對ひて。長談するものあれば。勉めて之を聽くべし。其中ニ。或ハ取るべきものあるべし。若し取るべき事なくも。其人必満足すべし。○蓄へて示さざるものハ。其聲價。自ら誇る

ものよ倍し。且つ長者の美名を受くべし。故
よ言葉も少なきをよしとす。

○人の問はざるよ。我父母兄弟の事を談じ。
又い己か履歷を語るべからば。

○言ふ處信實よして偽りなきも。自負の氣
を以て語れを。稱贊を得るもの稀れよして。
却て許多の辱を受くべし。

○奴僕の身よ罪あるも。惡言を出して。之を
賤むべからば。

第四章

○人の早起を心掛くべし。早起の神氣を爽
かにし。身體を健かよし。就業の時間を長く
せるの益あり。

○己の常よ住む部屋は。能く掃除し。器具を
整頓し。又家内並庭の洒掃を怠る可らず。
○人と交るよ。其心を眞實よして。其言語動
作を温雅よし。其顔色を柔和よして。何事よ
も。短氣麤忽の振舞をす可らば。

○事をなすよ。遠しくなすときハ前後を誤り。取り落し等のことあれば。急ぐ時よ。尚更心を鎮めてなすべし。

○凡て歩むよハ。兩手を股の上よ置き静よ歩みて。前へ屈み。後へ反り。又大足よ歩み。足音高く。歩む可らず。

○坐するよハ。上座の足を。少引きて跪き。足の拇指を重ねて坐すべし。但し婦女子を重ねざるを宜しと云。

○起んとするよハ。兩手を膝の上よ置き。足の爪先を以て。下座の膝を少くあげ。體の起つよ隨ひて。上座の足を揃へて起つべし。

○座よ着く時ハ。一座を見合せ。挨拶して。我が坐すべき所より。少下りて居るべし。

○人よハ。長幼。貴賤。尊卑ありて。相同トからざれ。之よ應接する禮も。亦輕重あり。

○尊長者よ對して。坐禮を行ふよハ。左右の拇指と。次指とを突合せて。其手よ鼻の付く

程頭を下ぐべし。

○同輩よえ。左右の手の間。五六寸程開きて。下より二三寸の處まで。頭を下ぐべし。

第五章

○尊長の人よ。立禮をかすよ。兩手を膝頭まで下げ。同輩よ。膝の上まで下げて。禮すべし。

○椅子よありて。人よ禮する時。上輩よ。椅子を離れて。其傍よ立ちて禮し。同輩よ。椅子

子の前よ。立ちて禮すべし。

○椅子よ倚りて。兩膝を揃へ。足を正しく地よつけ。椅子を動かす。又え之を斜よし。或は腕組等をなすべからず。

○人の前後を過る時。尊長者よ。上座の足を引き跪き。兩手の指を着きて。一禮し。下座の足より立ちて。通るべし。

○同輩よ。兩手を膝頭の上まで下げ。會釋して。下足より踏出して。通るべし。

○障子襖等の開閉及び出入をなすは、下座の方を開きて、其處より出入し、又其開閉をなす。其席より、我右へ開くと、右手左へ開くと、左手よて、徐かに開き、又徐かに閉つべし。

○尊長者は途中に於て、行逢ふ時、其右方に避けて、暫時立止まり、兩手を膝頭まで垂れて敬禮し、畢りて手を元の如く膝に置き、通り過ぐるを俟ちて、後進み行べし。

○同輩は行き逢ふ時、少し隔て、互に左へ避け、腰を屈し、兩手を垂れて、一禮して、別るべし。

第六章

○卒業證書等を受くるは、名を呼ぶに隨て進み出で、卓より三尺程前よて、兩足を揃へ、一禮し、進んで之を右掌に受け、左手を添へて之を受け、二足退き、披き見て、疊み、中程を右手に持ち、敬禮して退くべし。

○賞品等を受くる時も。前の如く。卓前にて一禮し。進んで之を受け。其物品の大小輕重より。兩手又ハ右手より受けて。少く退き。敬禮して去るべし。

○書狀を人より進むには。字頭を我方より。左手より持ち。右掌より据ゑて出すべし。但狀箱の封あきものハ取出し。封あるものハ。其儘より進むべし。

○書籍。卷物等を進むるも。亦右手より持ち。左手を添へて進むべし。但冊數多きものハ。其順序を整ふべし。

第七章

○煙草盆を進むるも。火壺を客の左より。唾壺を右より。兩手より持ち出で。客の前より跪き置き。兩手にて少く進むべし。

○火鉢の進め方ハ。煙草盆と同じ。但し三足あるものハ。其二足を。上座の方より向くべし。○茶を進るに。茶碗を臺より載せ。左手より据

右手を添へて。捧げ出で。客の前より跪きて進むべし。但し客茶碗のみを取るときは。臺を持ち還り。取らざれば。臺のままに置く可し。

○菓子を進むるには。菓子器を臺より載せ。両手よて捧げ出して。進むること。茶煙草盆を進むるも同し。

○料紙硯を進むるには。料紙を硯箱の下より重ねて持ち出で。跪きて客の前より置き。両手

よて料紙を載せたる儘箱の蓋を右へ取り。箱を回し。客の方へ向けて進め。料紙は蓋より載せたる儘箱の方へ向け進む可し。

○燭臺を進むるには。燭臺の竿を右手より持ち。臺を左手より据ゑて持ち出で。程能き所より之を置き。其三足あるもの。二足を上座より向け。燭剪掛のあるもの。其方を下座より向く可し。

○及物を進むるには。柄の下端を右手より持

ち。又を我方へ向けて進むべし。

○扇子を進むるには。右の手より。其要の處を
持ちて進む可し。凡て此等の物を進むるに
て。我手より上の方を。取り得る様より出すべ
し。

○掛物を扱ふよへ。卷緒を解き。筭竹へ掛け。
右手より竹を取り。左手より掛物を持ちて。釘より
掛け。後竹を床壁より立掛け。左右より両手を添
へて下し。曲りあれば。之を直すべし。

○又之を收むるよへ。両手より三分一位ま
で巻き。筭竹より掛け。下ろして捲く可し。但床
廣ければ。床の上より登りて扱ふもよし。

○手水を進するには。右手より湯桶の柄を持
ち。左手を其口元より添へて。之を傾け。其水は。
灌ぎ盡す可らず。又檜杓より進むるときは。
左手より檜杓の柄をとり。右手より其中程を操
りて。灌ぐ可し。

○蝙蝠傘。杖等を進むよへ。左手より中程

を持ち。右手よて末の方を持ち。柄の頭の方
を。右手よて取らるゝ様よ進むべし。

普通小學作法書卷之五終

普通作法書五六

明治十九年三月三十日版權免許
同 年四月 出版

定價金 錢 壹

編輯人

京都府士族

增山守正

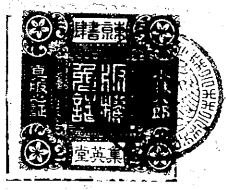
神田區墨河臺鈴木町拾六番地

出版人

東京府平民

小林八郎

日本橋區通旅籠町拾番地



發兌

東京日本橋區通旅籠町拾番地

集英堂本店

板木縣下宇都宮太町四拾番地

今第一支店

嶋根縣下松江白瀧本町四拾五番地

今第二支店